

食安輸発第0420003号
平成17年4月20日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

平成17年度輸入食品等モニタリング検査の強化について

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号にて通知したところです。

今般、下記のとおり、二枚貝のテトラサイクリン系抗生物質に係るモニタリング検査を実施することとしましたので、御了知の上、実施方よろしく申し上げます。

記

- 1 実施期間：平成17年4月21日から平成18年3月31日まで
- 2 対象食品：二枚貝及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 3 採取方法：平成17年3月31日付け食安輸発第0331003号別表第2の検査項目「畜水産食品の残留有害物質①二枚貝」の方法に準じて実施すること（ただし、検体採取量については、むき身相当量として0.6kgとする。）
- 4 検査項目：テトラサイクリン系抗生物質
- 5 試験方法：平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。
- 6 検査検体数：中国産二枚貝（しじみを除く。）
300件（あかがい75、あさり70、はまぐり60、その他95）
中国以外の国の二枚貝
30件（しじみ10、その他20）
- 7 備考：中国以外の国の二枚貝（しじみを除く。）については、養殖されたものを中心に検査を実施すること。
なお、オキシテトラサイクリン(0.2ppm を超えるもの) 又はクロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンが検出された場合にあつては、食品衛生法第11条違反として措置すること。